とうもう法人

題字　江森光龍 先生

板倉グライダー滑空場（日本グライダークラブ）【板倉支部】

渡良瀬川の河川敷を利用した滑空場で、全国から集まったグライダー愛好家たちが華々しく大空へ飛び立ちます。また、この滑空場で活動している当クラブでは体験搭乗も実施しており、板倉町ふるさと応援寄附（ふるさと納税）の返礼品である日本グライダークラブ利用券も活用できます。ぜひ板倉町からの空中飛行をお楽しみください。

目　次

税制改正に関する提言 …… 2～8
税務署コーナー …… 9～10
税務署職員紹介 …… 11
群馬県からのお知らせ …… 12
税理士コーナー …… 13
企業紹介 …… 14
「㈱小池鉄工」（板倉支部）
随筆リレー …… 15
「とうもう法人」に寄せて
県税務功労者表彰受賞 …… 15
法人会・部会・支部の活動…… 16～17

とうもう法人　第 153 号
令和6年11月1日発行
（年4回 8月、11月は1日発行 4月、1月は15日発行）
発行所 **一般社団法人 東毛法人会**
〒374-8640 館林市大手町10-1
館林商工会議所会館内
Tel. 0276-73-6811
Fax. 0276-73-6839
e-mail:tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp
発行責任者　森　戸　利　一
印　刷　オーラ印刷有限会社
定価120円（年会費に含む）

社内で回覧しましょう

令和７年度　税制改正に関する提言（要約）

令和７年度税制改正スローガン

○「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年３月末で1,285兆円を突破した。こうした債務残高は国内総生産（ＧＤＰ）の2.2倍にも達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。岸田文雄政権が本年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」(骨太の方針)によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝ＰＢ）を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、７月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。

黒字額の見通しも１兆円にも満たない水準であり、財政見通しは決して楽観できる情勢にはない。歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

１．財政健全化に向けて

日本銀行は本年３月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに７月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

（１）本年６月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求

める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

（２）こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

（３）防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの５年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも４割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化･効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大（従業員数51人以上）される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

（１）公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

（２）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック（後発薬）の使用割合を全ての都道府県で80％以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65％以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

（３）少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

（４）介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性

の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

３．行政改革の徹底等

今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐっては、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。

さらに財政投融資(財投)を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的に受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

（1）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

（3）特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

（4）ＰＤＣＡサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

４．マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81％(令和６年８月現在)に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和６年12月２日に廃止されることとなったものの、令和６年６月現在の利用実績は9.9％にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和６年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。ｅ－ＴａｘやｅＬＴＡＸを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながろう。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

５．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成

長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加点措置の恩恵を受けられる仕組みである。すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて５万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。価格転嫁をめぐっては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

１．中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の９割以上、国内雇用の７割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

（１）法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

（２）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記（１）に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることのないよう配慮すること。

（３）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃

し全額を損金算入とすること。

（４）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和７年３月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

（５）中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

２．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

（１）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、（２）取引相場のない株式の評価、（３）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

（２）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

（３）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

なお、令和６年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和８年３月末日まで２年間延長されたが、制度の適用期限（令和９年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において３年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を３年程度延長すべきである。

あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向け

た支援措置の周知徹底に努める。

３．消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

（1）インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

（2）消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ．地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20％に達するという。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であることを指摘している。

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

（1）地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

（2）広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

（3）ふるさと納税は、その返礼品として地域産品を提供することで、地域振興を促す面がある。だが、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の５割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ．震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和３年度から７年度までの５年間を「第２期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年１月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効

性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ．その他

1．納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

「46％削減（13年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和５年５月にＧＸ推進法が成立し、「ＧＸ経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見求める「カーボンプライシング」が導入された。極める必要がある。政府はカーボンプライシング導入の政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3．租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

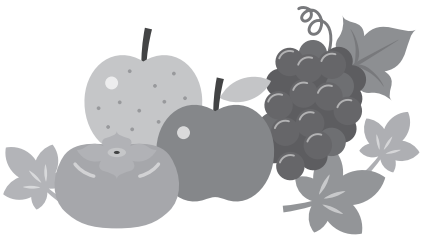

関東信越税理士会館林支部所属・税理士								
片野　有	0276-73-0530	館林市	植村　仁	0276-55-6636	大泉町	小林眞澄	0277-32-6334	太田市
金子政重	〃 72-8171	〃	大島良一	090-8031-9419	板倉町	小林陽一	0276-45-1488	〃
川田　順	〃 73-0644	〃	栗林紀昌	0276 46-1101	太田市	權田俊枝	〃 49-5575	〃
岸　信彦	〃 74-6412	〃	栗林盛男	〃 46-1101	〃	佐田登志男	〃 45-5723	〃
桑原善之	〃 73-3611	〃	小林達也	〃 45-2701	〃	佐藤輝久	〃 55-5501	〃

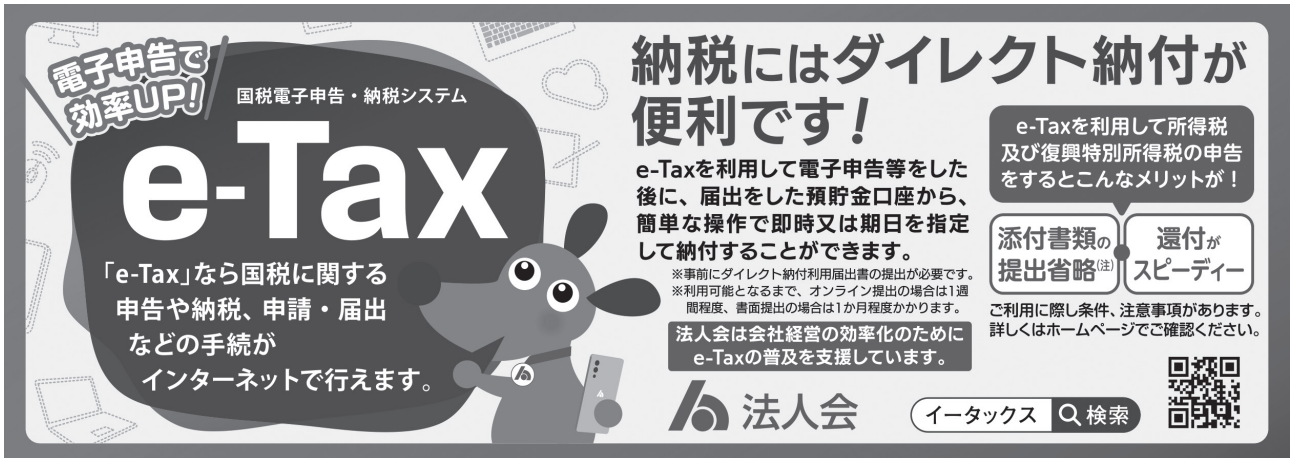

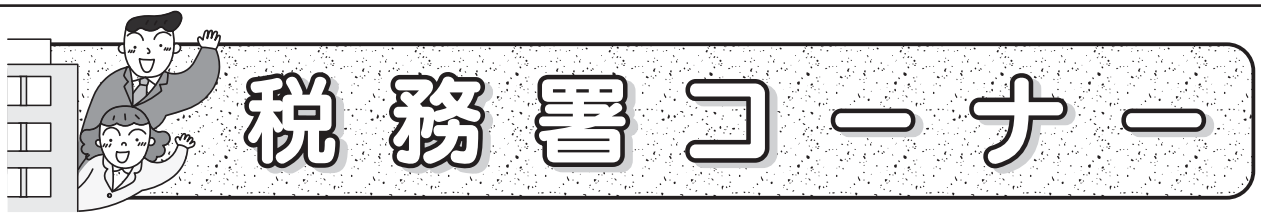

税金の納付は　簡単・便利な

ダイレクト納付で業務効率化！

ダイレクト納付とは…
国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。

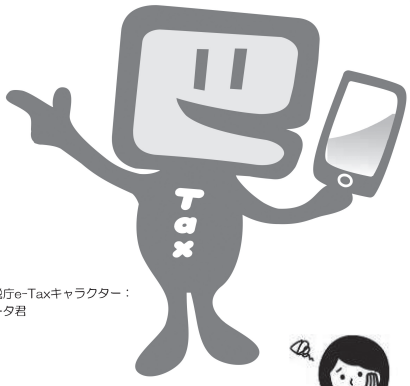

国税庁e-Taxキャラクター：イータ君

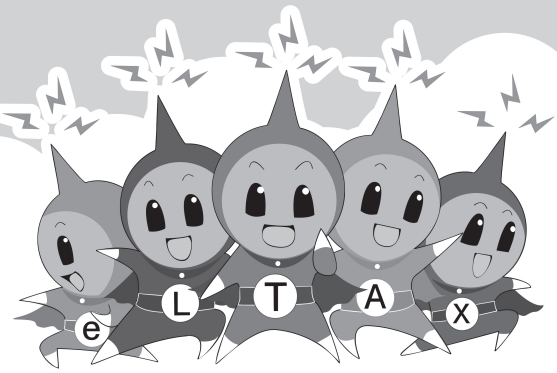

eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE
これまでは…

- 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- 納付する日を指定できれば便利なのに…
- 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

AFTER
これからは

- オフィスや自宅からPCで納付できます！
- 窓口で待たなくてもいい！
- PCで申告から納税まで一度でできます！
- 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！

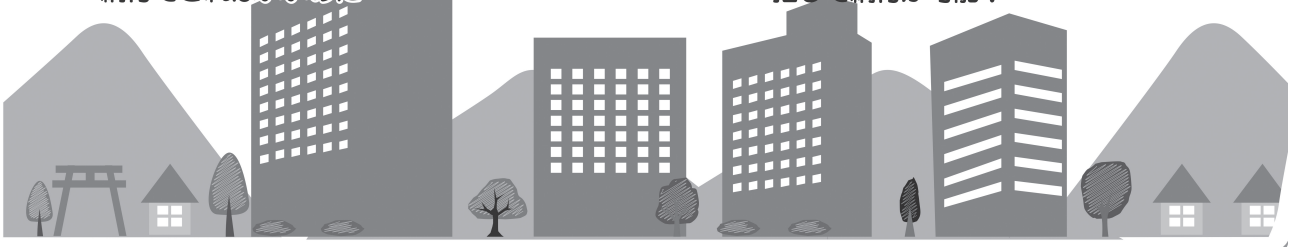

国税庁　総務省　地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

具体的な手続きは裏面へ➡

ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

（e-Tax）利用可能金融機関

- （初めての方は）e-Taxの利用開始手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
  個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。

◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約１か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること

（eLTAX）共通納税対応金融機関

- （初めての方は）eLTAXホームページのPCdesk（WEB版）から利用開始手続スタート！
- 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！

◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PC deskから利用届出を行い、利用者ＩＤを取得してからダウンロードできます。

ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」

手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ　https://www.e-tax.nta.go.jp/

地方税の場合は

1 PCdesk（DL版）などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。

2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する

3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル

手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

税務署職員紹介

副署長　(管運・徴収・法人担当)　**金澤　　満　氏**

①出身地　　新潟県十日町市
②前任地　　関東信越国税局総務部人事第二課　課長補佐
③趣味・特技　ジョギング、ドライブ
④一言コメント　２度目の勤務となります。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて「税務行政のDX」に取り組んでまいりますのでe-Tax申告、キャッシュレス納付、納税証明書のオンライン取得などの利用推進につきまして、引き続き貴会のお力添えをいただきたいと存じます。

法人課税第一部門　統括国税調査官　**清野　将史　氏**

①出身地　　新潟県上越市
②前任地　　諏訪税務署　法人課税第一部門　統括国税調査官
③趣味・特技　旅行
④一言コメント　館林は、初めての勤務となります。よろしくお願いします。

法人課税第一部門　国税調査官　**永井　健司　氏**

①出身地　　神奈川県藤沢市
②前任地　　関東信越国税局調査査察部　調査第七部門　国税調査官
③趣味・特技　水泳、漫画鑑賞
④一言コメント　法人会担当者として、面白い話ができるように頑張ります。

////インターネットセミナーをご活用ください💻////

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供してます。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で７００タイトル以上のセミナーが視聴できます。

http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/　東毛法人会　検索

専用ＩＤとパスワードを入れてログインしてください！！

ID・パスワードは　会員 ID：hj0817　パスワード：6811

群馬県からのお知らせ

自動車税（種別割）の納税は 口座振替をご利用ください

納期限をうっかり忘れていても、自動的に納税できて安心です。

- **納税の際、金融機関等へ足を運ぶ必要がありません。**
- **手続きは、申込ハガキを郵送するだけです。**
  申込ハガキは、行政県税事務所・市町村窓口・各金融機関窓口等にあります。
- **一度申し込めば、毎年ＯＫ。自動車を買い換えても振替は継続します。**
- **手数料も、必要ありません。**

ぜひご検討ください！

口座振替制度の詳細は… 群馬県　口座振替　検索

《申込期限》
令和７年度からご利用される場合は、令和７年２月２８日までにポストへ投函してください。引き落とし日は、納期限の６月２日になります。

STOP! 不正軽油

「不正軽油」は、脱税目的で作られる「偽物の軽油」です。

訪問、電話、ＦＡＸ等で、不正軽油の売り込みを行う悪質な業者がいます。
著しく安い価格で軽油を販売しているなど、不審な業者にはご注意ください。

【不正軽油110番】☎　０２７－２３１－２８０１
（前橋行政県税事務所　県税課　軽油引取税係）

なお、提供いただいた方の秘密は厳守します。

不正軽油とは…

次のような情報がありましたら、迷わず「不正軽油１１０番」まで！

□電話やＦＡＸで軽油の売り込みがあったが、価格が不自然に安い。
□潰れたスタンドにタンクローリーが出入りしている。・・・など

不正軽油110番…

不正軽油について詳細は… 群馬県　不正軽油110番　検索

税理士会コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長　相原光美

一般社団法人東毛法人会の皆様、日頃より大変お世話になっております。関東信越税理士会館林支部副支部長の相原光美と申します。

今回は、給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度いわゆる賃上げ促進税制について、中小企業向け措置にしぼってお話ししたいと思います。

賃上げ促進税制については、令和６年度の改正で、控除率の上乗せ措置の拡充及び５年間の繰越控除制度の創設という２点の見直しが行われたうえ、その適用期限が３年間延長されています。

１．賃上げ促進税制とは

はじめにこの制度について簡単に説明。

①適用対象となるのは、中小企業者で青色申告書を提出するものとなっています。ただし、３年間の所得金額の平均が15億円を超える法人などは適用除外となっています。

②適用要件は、雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額（比較雇用者給与等支給額）に比べて1.5％以上増加した場合です。

　なお、雇用者には法人の役員とその関係者は含みません。また、給与に充てるため他の者から支払い受ける金額（雇用安定助成金は除く）を控除することとなっています。

③控除額は控除対象雇用者給与等支給増加額の15％です。（その事業年度の法人税額の20％を限度とする）

控除対象雇用者給与等支給増加額を計算する際は上記②の場合と異なり、雇用安定助成金を控除した額としなければなりません。

２．控除率の上乗せ措置

令和６年度に改正された、税額控除率の上乗せ措置は、次の要件に応じてそれぞれに掲げる通りとされました。①から③のうち２以上の要件を満たす場合は、その合計を加算することとなり、最大45％の控除率となります。

①雇用者給与等支給額増加割合が2.5％以上であること。・15％加算

②教育訓練費の増加割合が５％以上でありかつその額が雇用者給与等支給額の0.05％以上であること。・10％加算

③その事業年度終了時においてプラチナくるみん若しくはプラチナえるぼしの認定を受けていること、またはその事業年度においてくるみん認定若しくはえるぼし認定（２段目以上）を受けていること。・５％加算

㈱くるみん認定…仕事と子育ての両立サポートや労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する認定

えるぼし認定…女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する認定

３．５年間の繰越控除制度

令和６年度に創設されたこの制度は、青色申告書を提出する法人が上記による控除額のうちに控除しきれない金額（繰越税額控除限度超過額）を有するときは、その控除しきれない金額につき５年間繰り越して税額控除ができるというものです。

①適用対象となるのは、青色申告書を提出する法人とされました。超過額の生じた事業年度は中小企業者等でなければなりませんが、繰越控除を行う事業年度において中小企業者等であることは要件とされていません。

②適用要件は、㈠雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えること、㈡繰越税額控除限度超過額を有していることの２点です。

なお、比較雇用者給与等支給額が０である場合には㈠に該当しないものとされました。

４．適用時期

上記２．３の改正は、令和６年４月１日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

賃上げ税制は、法人税額から直接控除される税額控除制度なので、適用を受けることができれば大きな節税効果が期待されます。さらに、新たに繰越控除制度が創設されたことで、活用の幅が広がり、これまでこの制度を活用できなかった企業にとっても、人材投資への後押しとなると考えられます。

今回は紙面の都合上簡単な説明になっていますので、制度の活用にあたっては、適用可能かどうかの判断について専門家である税理士にご相談ください。

シリーズ

企業紹介

株式会社小池鉄工　板倉支部

当社は昭和46年に創業して53年、建物等の骨組みとなる鉄骨を製作する会社です。先代(父)が創業、小池鉄工所として事業を開始、事業拡張の中、先代の先輩からの勧めもあり、昭和56年に法人化、現在の屋号に至ります。令和元年に事業承継を行い、父は会長に就任しました。

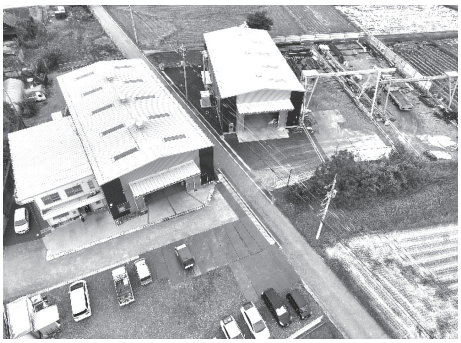

当社の企業理念は、会長が掲げた『お客様に満足して戴く仕事をする』、この使命はなかなか評価を得られているのか疑問視するところですが、長い間会社を存続してこられたのは、この企業理念を念頭においてやってきたからだと思っております。

建物の鉄骨をどのように製作しているのかご説明しますと、まず材料は主に角型鋼管（中が空洞になった四角いパイプ）と、Ｈ鋼（断面がＨの形をしていて最長13ｍ程度の鉄骨）を鋼材屋さんから取り寄せます。このＨ鋼に大きな機械で孔をあけ、切断するところから始まります。

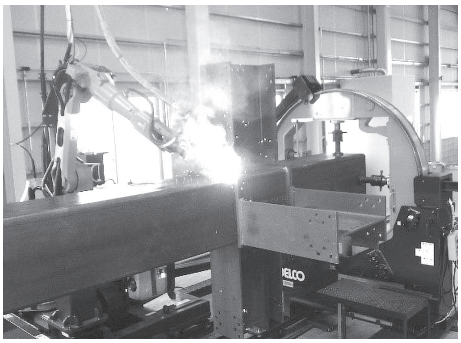

次に、細かい部品を取付けていきます。部品はプレートや小さい鉄骨ですが、部品といえども持てないくらい大きく重いものもあります。取り付ける方法は全て溶接です。人生の中で溶接経験がある人は少ないかもしれません。そのため、地元の中学校や高校から職業体験に来てくれた学生達には男女問わず、なるべく溶接を体験し、親近感を持ってもらう取組みをしています。

最後に寸法や部品の位置を検査した後、ペンキを塗って工場での製作は完了となります。

その後は、お客様の敷地までトラックで製品を運搬し、建設会社の監督さんに御指導頂き、鳶さんとクレーン運転手さんと協力して建方（たてかた）を行います。工場で作った製品同士が寸分違わず組み上がり、建物の形が目に見えてわかってくると、この仕事をやっていて本当に良かったと一番の達成感が味わえます。

また、鉄骨の図面は設計事務所さんの図面を元に、当社で詳細な図面を作成します。鉄骨専用自動CADを使用してパソコンで作図しますが、建物の形状の確認を立体的に確認しながら作業ができるようになったのは画期的でした。このように当社で扱う製品は１つひとつ形状が異なるので、図面・製作・現場の建方までしっかり確認して間違いなく作ることが目標となります。

今後も安心・安全で最高品質の建物をお客様に納品できるよう、社員一同精進していきますので、どうぞよろしくお願い致します。

企　業　名：株式会社小池鉄工
所　在　地：邑楽郡板倉町大字下五箇1747
Ｔ　Ｅ　Ｌ：0276－82－1445
Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://koike-tekko.co.jp/
設立年月日：昭和56年11月16日
代表取締役：小池　和敏
事 業 内 容：建築用鉄骨製造
従　業　員：17名

随筆リレー

「とうもう法人」に寄せて

板倉支部　岡　田　　博

私の最近の楽しみの一つに「なかよし会」というゴルフ仲間（先輩方）との交流が加わりました。

なかよし会というのは平成15年頃、東毛法人会板倉支部の女性部会の先輩方が板倉と明和の懸け橋になればと立上げた、税務の勉強会やゴルフを楽しむ会です。

その後女性部会のご主人方を含めた男性陣も加わり、年４回のゴルフコンペを楽しんでいます。この女性方は現在、板倉の女性ゴルファーのレジェンドと呼ばれる方ばかりですが、その彼女たちを優しく導いておられた方が、健康上の理由からプレーなしの懇親会の参加となりましたので、後任プレーヤーとして私が参加するようになりました。とは言っても私も古希のプレーヤーですが、それでも「なかよし会」では最年少のひとりです。

６月に今年２回目のコンペがあり私は女性レジェンド３人と同組でまわることになりました。しかし彼女たちは月に４、５回プレーしている上級者ばかりです。私は月１ゴルファーですのでスタート前からかなりのプレッシャーを感じていました。というのも前回のコンペでは前半は何とか互角のスコアで勝負出来ましたが、後半は実力通りの結果でブービーメーカーでした。プレー中は彼女たちの色々な差し入れや気遣いでたいへん楽しくプレーできましたが、女性３人とのプレーにはやっぱりメンタル的にまだまだ修行が必要だと実感しました。

今回のラウンドを通して彼女達の気遣いや励ましの声掛けには、家庭を守りながら会社経営を支え続けながら、自らの人生をも謳歌してきた女性の強さと優しさの一端を垣間見ることができました。

これからもなかよし会のみなさんと楽しくお付き合いしていきたいと願っています。

次回は、邑楽支部の大平覚さんにリレーいたします。

県税務功労者表彰受賞

近藤義貴 氏（館林）

武井智明 氏（太田）

県税を通じて県政の進展に寄与した功績をたたえるため、令和６年度群馬県税務功労者表彰式が、７月26日、群馬会館で行われ、東毛法人会から近藤義貴理事と武井智明理事が表彰されました。

誠におめでとうございます。

法人会・部会・支部の活動

理事会・初顔合わせ会を開催

9月4日(水)太田ナウリゾートホテル（太田市）において理事会を開催し、谷田川会長、澤海館林税務署長のあいさつをいただいた後、前期5か月の業務執行状況報告、今後の事業活動等について審議しました。理事会後に初顔合わせ会は、谷田川会長のあいさつ後、澤海税務署長、金澤副署長、清野統括国税調査官、永井国税調査官等が紹介され、法人会役員と和やかに交歓会が行われました。

谷田川会長

諏訪委員長

坂井委員長

研修委員会を開催

7月25日(木)太田グランドホテル（太田市）において、研修委員会（齊藤純一委員長）を開催いたしました。会議では、決算期別税務研修会など令和6年度研修事業の実施について協議しました。

岡田委員長代行副委員長

組織・厚生合同会議を開催

8月6日(火)ニューミヤコホテル館林（館林市）において、組織委員会（諏訪純一委員長）と厚生委員会（坂井勝委員長）との合同会議を開催いたしました。会議では、令和6年度会員増強運動実施計画、令和6年度福利厚生制度の推進について協議しました。

五団体懇談会を開催

9月18日(水)正田醤油㈱文右衛門ホール（館林市）において、税務署・税理士会・金融機関・保険会社・法人会の五団体懇談会を開催しました。役員一人一社、60人の増強を目標とする「令和6年度会員増強実施計画」に基づき会員増強を推進するために、関係機関には、個別に資料を配付し加入奨励・退会防止活動への協力をお願いしました。

決算期別税務説明会・新設法人税務研修会

決算期を迎える会員企業を対象に、講師に館林税務署法人課税第一部門の永井国税調査官を迎え、8月27日(火)28日(水)に決算期別税務説明会、10月16日(水)に新設法人税務研修会を開催しました。

部会の活動

女性部会　女性セミナー開催

女性部会(春山裕美部会長)では、７月23日(火)太田商工会議所において、美姿勢インストラクター玉手なを子さんを講師に「健康は財産～いつまでも若々しく健康で～」と題して女性セミナーを開催しました。参加した皆さんは、日頃からできるストレッチや姿勢が良い歩き方、続けることの大切さを学び、体を動かしリフレッシュしました。

女性部会　タオルを寄贈

９月17日(火)女性部会では、公益法人の社会貢献事業として、会員のみなさまが持ち寄ったタオルを館林市社会福祉協議会、太田市社会福祉協議会へ各100本寄贈しました。

館林市社会福祉協議会

太田市社会福祉協議会

青年部会　租税教室を開催

青年部会（今井俊哉部会長）では、７月１日(月)館林市立第二小学校６年生、５日(金)太田市立木崎中学校３年生を対象に「租税教室」を開催し、生徒たちと一緒に税の大切さを学びました。

講師：松本副部会長

講師：今井部会長

青年部会　親睦ボーリング大会

青年部会(今井俊哉会長)では８月20日(火)ドリームスタジアム太田(太田市)において親睦ボーリング大会を開催し、今井部会長による開会あいさつ・始球式に続いて、熱戦のなか親睦を深めました。

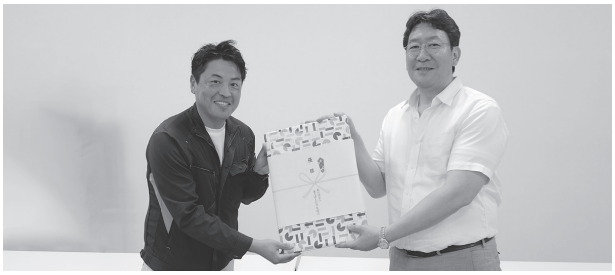

優勝　峯崎義弘さん(大泉支部)と今井部会長

青年部会　支部部会長会議を開催

９月５日(木)和膳処あぶらや（板倉町）において支部部会長会議を開催しました。会議では、下期事業の日程等の調整について協議しました。

女性部会　支部部会長会議を開催

９月17日(火)発酵レストランJOY HOUSE別館（館林市）において支部部会長会議を開催しました。会議では、下期事業の日程等の調整について協議しました。

女性部会・青年部会　会員募集中！

部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動を一緒に楽しみませんか！

AIG

AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

40th Anniversary Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション

ビジネスガード
40周年
記念サイト

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災（業務災害総合保険）

会社で入る医療補償
ハイパーメディカル（業務災害総合保険・メディカル特約）

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える
スマートプロテクト（総合事業者保険）

地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO（法人会の自動車保険）

企業向け第三者賠償責任保険
ALL STARs（オールスターズ）（事業賠償・費用総合保険）

火災と地震災害に備える
プロパティーガード＋企業地震保険（企業財産保険＋財物損害補償特約＋地震・噴火危険補償特約等）

個人情報の漏えい事故対策　マイナンバー対応
情報漏えいガード（個人情報漏洩保険）

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険（マネジメントリスクプロテクション保険）

海外進出企業向けサポートプラン
WorldRisk®（ワールドリスク）

この広告は保険の概要をご説明したものです。
ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
2024年4月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社
〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.aig.co.jp/sonpo

AIG損害保険（株）群馬支店
〒371-0805
群馬県前橋市南町3-9-5　大同生命前橋ビル６階
TEL.027-223-5771　FAX.027-223-6094
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(24-073012)